

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年5月30日

秋田県知事 鈴木 健太

1 入札に付する事項（1件）

- (1) 賃貸借品名及びリース予定数量
公用自動車 1, 000cc～1, 500cc 小型乗用自動車2台
- (2) 賃貸借車両の仕様等
仕様書による。
- (3) 契約期間
新規登録日から5年後の車検満了日までの60か月間
納入期限 令和7年11月28日（ただし、令和7年9月28日以後）
- (4) 納入場所
秋田県庁内
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17並びに長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年秋田県条例第9号）に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除する場合がある。この場合に、契約の相手方は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納が無い者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納が無い者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 秋田県内に本店又は支店等のいずれかを有していること。
- (6) 当該契約に係る必要書類等を提出していること。

3 契約事項を示す場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県出納局財産活用課調整・財産管理チーム（電話番号 018-860-2735）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
令和7年5月30日（金）から令和7年6月11日（水）までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

4 入札執行の日時及び場所

令和7年6月23日（月）午前11時00分
秋田県庁地下1階 財産活用課入札室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第160条から第163条までの規定による。

6 その他

(1) 入札の方法

入札金額は1台あたりの1か月の賃貸借料とする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

規則第166条の規定による。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。